

平成27年第2回水道事業運営委員会 議事録

日 時：平成27年9月7日（月）午後1時55分～

場 所：石狩市役所 5階 第1委員会室

委員出席者：9名

小笠原 紘一・山田 菊子・藤懸 健・山本 裕子・田守 弘樹・松原 愛子・
石川 國弘・砂子 タケ子・佐藤 悦子

事務局出席者：10名

及川部長・東課長・清野課長・梶原主査・佐々木主査・竹瀬主査・泉主査
勝又主査・佐々木主査・新井田主査

傍 聴 者：なし

議 事：（１）報告事項

- ①平成26年度水道事業会計決算の概要について
- ②平成26年度第三者委託総合評価について
- ③次期第三者委託（H28～H32）の概要と今後のスケジュールについて
- ④水道の使用に関するアンケート調査結果の概要について
- ⑤水源の切り替えに伴い不要となった水道施設用地の売却について
- ⑥水道料金の見直し作業の今後のスケジュール等について

配 布 資 料：別添のとおり

記

【13：55開会】

東 課 長 【開会宣言】

及川部長 【職員紹介】

小笠原会長 【会長挨拶】

東 課 長 それではこれより会議の進行を小笠原会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

小笠原会長 それでは早速、今日の議題に入って参ります。報告事項でございます。最初の平成26年度水道事業会計決算の概要についてからお願いいたします。

竹瀬主査 水道営業課の竹瀬と申します。私の方から説明させていただきます。

それでは資料の1ページをご覧くださいと思います。

最初に平成26年度決算において前年度決算と比較しまして、3点ほど決算額に大きな影響がある項目がございますので、その点につきまして最初にご説明いたします。

まず、1点目が地方公営企業会計基準の見直しでございます。

見直しの項目は何点かございますが、当市に大きな影響があるものとしましては、「みなし償却制度の廃止」と「引当金の計上」でございます。

みなし償却制度につきましては、償却資産を取得する際に、国庫補助金等を充てて

いる場合には、それを控除した金額を帳簿原価とみなして、各年度の減価償却額を算出することができるという制度でございましたが、それが平成 26 年度当初で廃止になっております。

それに伴いまして補助金等を含めて減価償却の額を算出しますことから、各年度の減価償却費が増額となっております。

それに併せまして、収益側の営業外収益に長期前受金戻入という科目で増額分が計上されますことから、収支に影響を与えるものではございません。しかしながら収益、費用とも増額されることになります。

続きまして、引当金の計上が義務付けされました。平成 26 年度決算においては、賞与引当金を約 680 万円、貸倒引当金を約 1,300 万円、引当金に繰り入れしましたので、その部分が費用として増加しております。

賞与引当金につきましては、翌年 6 月に支給する期末勤勉手当に備えるため、貸倒引当金につきましては、翌年度の不納欠損に備えるため、引き当てるものとなっております。

2 点目ですが、平成 26 年 4 月から消費税及び地方消費税率が 5 パーセントから 8 パーセントに改定されております。この後、2 ページ、3 ページ目の収益的収支及び資本的収支の表につきましては税込みの表記となっております。

最後 3 点目なのですが、水源切り替えに伴い不要となった水道施設の有姿除却の実施でございます。

これは、不要となりました浄水場、井戸、導水管の固定資産上の帳簿価額を 0 にしますことで将来の減価償却費を軽減させる目的で実施しております。

これにより、先程もご説明いたしました営業外収益である長期前受金戻入を充てまして、その残額が 5 億 5,429 万 5,193 円の損失となっておりますが、これにつきましては地方公営会計基準の見直しで発生しました、その他未処分利益剰余金変動額により同額を補てんしております。

この、その他未処分利益剰余金変動額ですが、その原資は過去に一般会計から繰り入れた企業債元金償還に関わる補助金などで、それが会計基準見直しにより、その他未処分利益剰余金変動額に整理されまして、それを充てたものでございます。

2 ページをご覧ください。

はじめに、表の構成ですが、左から順に予算の区分、26 年度決算額、25 年度決算額、増減率となっております。

収益的収入及び支出の決算状況についてですが、水道事業収益につきましては 22 億 1,544 万 6,762 円で、前年度比 15.8 パーセントの増となっております。

内訳といたしましては、水道料金などの営業収益が 15 億 7,452 万 4,831 円で前年度比 1.6 パーセントの増、営業外収益が 6 億 4,083 万 7,530 円で前年度比 234.9 パーセントの増、特別利益が 84,401 円で前年度比 100.0 パーセントの減となっております。

営業外収益の大幅な増の要因としましては、先程もご説明いたしましたとおり地方公営企業会計基準の見直しによりまして、みなし償却制度が廃止され、フル償却となったことで、補助金等相当額が長期前受金戻入として収益化されることになったこと

によるものです。

一方、水道事業費用につきましては28億1,060万3,932円で、前年度比52.2パーセントの増となっております。

内訳といたしましては、職員人件費、施設の維持管理費用及び減価償却費などの営業費用が17億7,259万8,206円で前年度比6.8パーセントの増、支払利息などの営業外費用が1億6,464万1,068円で前年度比6.4パーセントの減、特別損失が8億7,336万4,658円で前年度比7,725.24パーセントの増となっております。

これにつきましては、先程もご説明いたしました、水源切り替えに伴い不要となった水道施設の有姿除却を行ったことによる大幅な増となっております。

続きまして3ページをご覧くださいと思います。

資本的収入及び支出の決算状況についてですが、資本的収入につきましては3億9,863万480円で、前年度比10.7パーセントの増、資本的支出につきましては、8億8,035万1,713円で前年度比2.9パーセント増となっております。

前年度と比較して増となっている主な理由でございますが、国庫補助事業の花川北配水場配水池耐震化工事や8月上旬の集中豪雨により被災した浜益浄水場取水施設の災害復旧工事を実施したことにより、支出では建設改良費が増加し、収入では、その建設財源である国庫補助金、企業債がそれぞれ増となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する4億8,172万1,233円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

続きまして4ページをご覧くださいと思います。

次に、業務量についてご説明いたします。

まず、給水人口と普及率でございますが、平成26年度末の給水区域内人口は、59,231人で前年度比0.8パーセント減、年度末給水人口は58,872人で前年度比0.7パーセント減、一方、給水戸数は26,862戸で前年度比0.6パーセント増となっております。

給水人口を給水区域内人口で割り返した普及率は、99.4パーセントとなっております。

次に有収率と給水収益についてありますが、まず、浄配水場から送り出した水量、年間配水量は571万3,401立方メートルで前年度比0.3パーセント減。そして、この配水量のうち料金の対象となった年間有収水量につきましては、495万7,041立方メートルで前年度比1.1パーセントの減となっております。

配水量に占める有収水量の割合である有収率につきましては、86.8パーセントで前年度比0.7ポイント減となっております。

そして給水収益、これは税抜きでございますが、13億9,168万3,661円で、前年度比1.1パーセントの減となっております。

続きまして5ページをご覧くださいと思います。

ここでは主な建設工事及び更新工事についてご説明いたします。

平成26年度につきましては、先程もお話ししましたが、耐震化事業として花川北配水場配水池耐震化工事を施工しております。

管路更新事業では、花畔地区及び花川北並びに厚田聚富地区で、延長3,635.4メートルの配水管を更新しております。

また、先程もお話しましたが、災害復旧事業としまして、浜益浄水場取水施設の工事を施工しております。

続きまして6ページをご覧くださいと思います。

次に、水道事業会計の損益、経営成績についてご説明いたします。

平成26年度につきましては、水源切り替えに伴い不要となりました固定資産の有姿除却等に伴い、6億1,745万4,393円の純損失となりましたが、最初にご説明いたしましたとおり、会計基準見直しにより発生しました「その他未処分利益剰余金変動額」5億5,429万5,193円を補てんすることにより、最終的な当年度末未処理欠損金は、6,315万9,200円となっております。

この欠損金につきましては、利益積立金を取り崩すことにより、処理することとしております。

続いて7ページをご覧くださいと思います。

最後になりますが、利益積立金の残高についてご説明いたします。

先程も申しましたが、平成26年度の当年度末未処理欠損金は、約6,316万円で決算を了としております。

これにより、平成26年度末の積立金残高は約2億6,502万円となっております。

平成27年度は一般会計からの繰入金のうち「上水道の高料金対策に要する経費」分が増額となっております、今のところ約5,219万円の黒字の見込みとなっております。

平成28年度以降もこの繰入金は増額される見込みとなっておりますが、平成28年度以降につきましては、会計基準の見直しの影響により、総務省の繰出基準の数値が変更される可能性がありますことから、現時点では金額が算定できない状況となっております。

しかしながら平成28年度の収支見込みにつきましても、表の中では計画値のままとしておりますが、好転に転じる可能性がありますことから、最終的に平成28年度末の利益積立金残額は計画よりはある程度の残額が見込めるものと考えているところでございます。

しかしながら、平成29年度以降につきましては、費用が増加する可能性もありますことから、今後の収支見込みの作成作業の中では、その部分も十分考慮した上で作業を行っていく必要があると考えております。

以上で、平成26年度決算の概要についてご説明を終わらせていただきます。

小笠原会長

ありがとうございます。

今、企業会計の専門用語も交えながら説明していただきましたが、何かご質問はございませんか。

山田副会長

1枚目のスライドで引当金の話がありましたが、賞与引当金と貸倒引当金は引き当てられたということですが、他に退職金の引当金を引き当てるのが一般的だと思うのですが、どうされているのでしょうか。

竹瀬主査

退職給付引当金も義務付けられています。退職給付引当金につきましては、平成27年度、28年度で金額的には各年度250万円なのですが、2ヵ年で引き当てることとしておりますので、平成26年度につきましては、引当額はございません。

山田副会長 わかりました。

藤懸委員 資本的収支の不足額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするとなっていますが、収益的収支についての赤字はどういうかたちで補てんするのですか。

竹瀬主査 6,300万円が欠損金となっているのですが、貯金であります利益積立金を取り崩して欠損金を全額補填にすることとしております。

藤懸委員 6ページの損益計算についてですが、営業損失ということで約2億3,000万円の赤字、営業外収益、費用を含むと約2億5,000万円の黒字になっております。

特別損失は約8億7,000万円の赤字ということでこの部分のみ黒三角（▲）の表記となっていますが、何か理由があるのでしょうか。この表記であれば、営業損失についても黒三角の表記になるのではないのでしょうか。同じように、当年度純損失、当年度未処理欠損金も黒三角の表記になるのではないのでしょうか。

東 課 長 私から今のご質問にお答えいたします。

6ページの損益計算書をご覧くださいますと、1、2とありまして、その下が営業損失という表現になっております。これがもしプラスになった場合には、営業利益という表現をしますので、特にプラスマイナスの表記はつきません。損失と言い切っていますので、マイナスということになります。次に3、4がありまして、その次が経常利益という表現になっておりますが、もしマイナスであれば経常損失という表現になります。

ここも単純な差し引きではなく、表題でプラスかマイナスかを表現しておりますので、特に三角等の記号は付かない様式となっております。

6番の横にある▲8億円については、単純に5の特別利益と6の特別損失の差し引きを記載しているところになり、引き算をしますとマイナス8億円になるものですから、ここは▲を表示しないとプラスかマイナスかがわからないということです。

小笠原会長 今の説明ですと、6番目は特別利益だと▲になるということになりませんか。

山田副会長 これは、営業損失、経常利益と書くのではなくて、合計欄は営業損益と表記し、プラスでもマイナスでもいいように書くのが普通ではないのでしょうか。そうすると1、2の次は営業損益となり、3、4の合計は営業外損益となり次に経常損益があつて、その次は税引き前、税引き後純利益となります。そうすると、藤懸委員がお話のように表を見たときに単純に足し算ができない不思議な状況が起こらなくなると思います。

藤懸委員 損失だからマイナスというのはわかりますが、損失の中に更に▲があると損失の損失になるような雰囲気があります。

小笠原会長 表現上の問題なのですが、どうなのでしょう。

東 課 長 表題自体は特別損失の6番と連動している訳ではないのです。

ここでは、左側で特別損失がそれぞれいくらかを表記しまして、その単純な差し引きを右側に表記する様式となっておりますことから、そのようにしております。

山田副会長 営業収益から営業費用を差し引いたものが営業損失というのはおかしいですね。事業を行ってプラスになるのが前提なのに最初から項目が損失になっているのはおかしくないですか。今回の場合はマイナスだから損失と書かれたということですか。それは会計上一般的ではないと思うのですけれども。

東 課 長 地方公営企業法施行規則上はこういう表記になっておりまして、私どもはそれに準じて資料を作成しているものですから、民間企業とは様式の扱いが違うのかもしれませんが。

小笠原会長 国が示している様式どおりということです。他にご質問ございませんでしょうか。

東 課 長 先程、藤懸委員からのご質問で資本的収支が不足しているものを補てんしたけれども、3条予算が赤字になっているのに、どのように補てんしたのかというご質問があった気がしたのですけれども、間違いないでしょうか。

藤懸委員 そうです。

東 課 長 収益的支出の中には減価償却費という現金が外に出て行かない費用がありまして、それを会計の中に留めおくことが出来るものですから、そういった現金を過去から積み上げて持っていますので、それを資本的収支の足りない分に充てているということです。単純に3条予算は赤字ですけれども、内部留保資金がある程度、減価償却費分の100パーセントではないのですけれども、留めおくことが出来ているものですからそれを補てんしているという状況でございます。

藤懸委員 わかりました。

小笠原会長 その他、ございませんでしょうか。

山田副会長 先程の損益計算書6ページなのですけれども、下から2行目のその他未処分利益剰余金変動額ですが、これは特別利益に入れる数値ではないのですね。

普通の会計帳を見るときは、特別損益の下には何も無いことが多いので、更にここに1行あることが不思議に感じられます。公営企業のルールだと思うのですけれども、地方公営企業の改定の中には、なるべく民間企業会計に合わせるという文言があったので、そのつもりで見ている人には疑問に思う箇所です。正しく表記いただければよろしいのですが、不思議な感じがしました。

竹瀬主査 この記載につきましても、総務省の方から通達がありまして、それに準じてこのような表記にしております。

東 課 長 補足しますと、当年度の営業活動に伴った収益ではなく、過去の数十年の部分で、法改正というきっかけに伴って一時的に出たものなので、そこを明確にしろということ趣旨だと考えております。そのことによりまして、記載上は当年度純損失の下段に記載をしろという指示がありましたので、そのようにしているところです。

山田副会長 わかりました。

小笠原会長 他にご質問はございますか。ないでしょうか。私の方から2、3お尋ねいたします。

2ページなのですが、先程もご説明があったのですが、営業費用が25年度に比べて6.8パーセントと大きく増えておりますが、先程、人件費との関係ということで説明があったのですが、もう一回説明願えますか。

竹瀬主査 営業費用が6.8パーセントの増となっておりますが、その理由といたしましては減価償却費の増などにより6.8パーセントの増となっております。人件費は平成25年、26年度を比較しますと2名減となっておりますので減となっております。

小笠原会長 4ページの有収率ですが、0.7ポイントと若干減っておりますが、原因は何かわかりますか。或いはこのぐらいいの変動はあるのでしょうか。

清野課長 水道施設課の清野です。0.7ポイント落ちているということにつきましては、人口

減少による影響のみならず施設の老朽化ということで漏水量でありますとか、水質の保持のための末端での放水量もございまして、そういうものが影響して0.7パーセント下がっていると推察しております。

小笠原会長 わかりました。あと1点、1番最後の7ページなのですが、ここの真ん中あたりに約5,219万円の黒字とありますが、何を指しているかご説明いただけますか。

竹瀬主査 収益的収支の損益になります。

小笠原会長 それが黒字になったということですか。

竹瀬主査 黒字の見込みということになっております。

小笠原会長 その主な要因としては繰入金が増えたということですね。

竹瀬主査 はい。

小笠原会長 表を見ると、積立金残高が増えたようにも見えるので、表現上、明確ではないと思いますが、わかりました。ここはよろしいでしょうか。

それでは、続きまして2番目の平成26年度第三者委託総合評価について、お願いいたします。

泉主査 浄水担当の泉です。資料2、平成26年度石狩市浄配水場運転管理等業務委託の総合評価についてご報告します。

お手元の資料1ページをご覧ください

1 月間業務評価とは、月ごとに、運転監視業務や電気及び機械の保全業務など、10項目について採点します。その評価点は85.2点となっています。

2 品質評価の内容は、浄配水場から送り出される残留塩素、配水圧力など、主に市の要求水準達成状況について評価を行います。評価内容は、運転業務、運転管理業務、保全管理業務等、全項目78項目により評価を行っています。その評価点は87.4点となっています。

3 業務改善提案とは、提出された業務改善の提案について、その内容を評価するものです。その評価点は7点となっています。業務提案の評価について提案7件、採用は6件となっています。

以上の合計点は179.6点となり、評価点は100点満点に換算して85点となっています。

所見について、ですが時間の都合上、後ほどご一読いただきますようお願いいたします。

次の2ページをご覧ください。こちらは、各年度の評価結果の比較表となっています。左から月間業務評価、品質評価、業務提案の評価、総合評価となっています。

平成21年度は、旧石狩市内の各浄配水場業務委託の単独評価、平成22年度から平成24年度までの評価は、旧石狩市内の各浄配水場業務委託と厚田区、浜益区の各浄配水場業務委託の2本で委託しており、その平均値を表しています。

そして、平成25、26年度は石狩市浄配水場運転管理等業務委託として一本化し評価をしています。

現在の受託企業は総合評価において、過去7年間、トリプルAを継続しております。

以上、第三者委託の評価説明を終わります。

小笠原会長 何かご質問ございませんか。

田守委員 この業務委託については、業者をお願いしていると思うのですが、何件の施設管理

を何社にお願いしているのかをお聞きしたいのですが。その総合評価ということですね。

泉 主 査 そうです。施設が29件ございまして、それを1社に委託しているものでございます。
小笠原会長 第三者委託なので、そこに全部委託しており、その委託先の1社の評価ということです。他にございませんでしょうか。

山本委員 1ページの所見のところの5番目で、品質管理については、運転管理の要求水準に対して『ほぼ達成している』と記載されていますが、ほぼ達成しているという評価の意図をわかる範囲内でお聞かせいただければと思います。品質管理なので、重要などころではないかと思えます。

泉 主 査 水質関係は、ほぼ法に定める水質基準に納まっておりますので、特に問題はないと思います。あと品質管理の中で、主に水圧等を重視しておりまして、水圧についても要求している0.4メガパスカルを達成しておりますので、ほぼ問題ないという意味でそのような表現としています。

山本委員 その意味は例えば水質でしたら、達成していない時があるわけでもないのですよね。

泉 主 査 ひとつありません。

山本委員 ひとつもないのに、ほぼという言葉を使うのは違和感があります。

小笠原会長 今の説明の中で、水質基準はほとんど達成しているとか、その辺りはどういう配慮でほぼとかだいたいという言い方をしているのかわかりませんが、達成しているのであれば達成していると言い切った方がいいのではないのでしょうか。

泉 主 査 訂正させていただきます。達成しているということで、ほぼを消してください。

小笠原会長 評価についてはよろしいでしょうか。これを終わりました3点目、次期第三者委託についてご説明願います。

泉 主 査 続いて、次期第三者委託の概要と今後のスケジュール等について、ご説明いたします。

最初に、そもそも「第三者委託」とは、どのような委託かということについて、簡単にご説明いたします。

お手元の資料1ページをご覧ください。

国では平成14年の水道法改正によりまして、それまで可能としていなかった法的責任を伴う第三者への業務委託を可能としました。

ただし、ここでいう第三者委託とは、水道事業経営そのものの委託ではなく、水道の管理に関する技術上の業務を委託できると限定しております。

そのイメージといたしましては、この図の右側中ほどに示されている、水道事業者の業務のうち、第三者に委託する業務の部分为国などへ届け出た上で、受託者と委託契約を締結し、水道法上の責任も移管させつつ委託できるという内容となっております。

この第三者に委託する業務とは、具体的にどのような業務かと申しますと、浄水場施設の運転管理や水質管理などといった技術上の業務を指しております。

市では、このように水道の管理に関する技術上の業務を、技術的、経理的に信頼できる第三者に責任も伴う委託をすることが水道法第24条の3により可能となりましたことから、平成20年度より浄水場施設の運転管理などを、市による管理体制強化

の充実を条件に、民間事業者へ、この図の左下にも示している受託水道業務技術管理者を責任者として設置していただき、今年度末までを契約期間とする第三者委託を行っているところでございます。

もちろん、市民の皆さまへ給水する水道水の最終的な責任は市側にありますので、先程もご説明させていただいた第三者委託総合評価のように、職員が常に受託者の業務内容をモニタリングしてきているところでございます。

そのモニタリングにつきましては、次のページ、2ページをご覧ください。

市のモニタリング体制としましては、この図に示したように、大きく分けて書面監視と機械監視で行なっております。

書面監視では、受託者との細かな報告、連絡そして相談や、施設の管理状態の確認といった直接、間接での情報共有はもちろんのこと、業務日報や月間の業務計画書と報告書、更には修繕や水質検査結果書類などを、受託者より提出していただきます。

市ではそれらを主に担当職員2名で監視し、その情報共有を水道担当部長以下で行なっているところでございます。

また、機械監視では、受託者が新港中央配水場で集中管理している遠方監視装置の画面と、ほぼ同様のものを本市庁舎でも確認できるようにしておりまして、市担当職員が常に確認し監視しているところであります。

続いて、3ページをご覧ください。

先程もご説明しましたように、現在の第三者委託は今年度末までの契約でございますので、年度末までには総合評価一般競争入札により受託者を選定し契約する必要があるところでございます。

来年度、平成28年度から32年度までの5カ年間の次期業務委託の概要につきましては、現在と変わらず、旧石狩市内の配水場施設5箇所、厚田区・浜益区の浄配水場施設20箇所、水源4箇所の計29箇所の運転管理など薬品管理も含む業務となっております。

なお、その委託業務内容につきましては、次のページ、4ページをご覧ください。

次期委託内容につきましても、現在とほぼ変わらず、ご覧の項目となっております。

続いて、今後の総合評価一般競争入札までのスケジュールについては、竹瀬主査より説明させていただきます。

竹瀬主査

予定表につきまして、お配りしておりますA3横の表をご覧いただきたいと思っております。

次期第三者業務委託の契約までの作業スケジュール表となっております。

表の上段5行目までの設計業務、要求水準書、仕様書、リスク分担表、各施設図資料作成については、ほぼ完了している状況となっております。

今月9月以降につきましては、募集要項、募集広告、参加表明書、企画提案書等、契約書案の作成に取り掛かる予定でございます。

その後12月開催の第4回市議会定例会にこの業務委託の債務負担行為の補正予算の議案を提出する予定としております。

また、その後におきましては、前回と同様に学識経験者及び市職員で組織いたします石狩市浄配水場等運転管理業務受託者選定委員会を設置いたします。

この選定委員会で入札参加者の提案内容をご審議いただきまして、その採点結果に価格の評価点を合わせまして最終的に次期受託者の決定をすることとしております。

以上で業務委託契約までの流れについての説明とさせていただきます。

小笠原会長 ありがとうございます。質問はございませんか。

砂子委員 同じ業者が続いているということもあるのですか。公園の管理業務などは3期経過したら他の業者に替えるというようなことがあったと思うのですが、水道はそういう制約はないのでしょうか。

泉 主 査 そういう制約はございません。

砂子委員 わかりました。

小笠原会長 他にございませんか。私の方から1点、2ページのモニタリング体制の中で機械監視がありますが、本庁舎に置く装置は市で設置したものなのですか。

泉 主 査 市の所有のものです。

小笠原会長 そうすると次期の発注でも同じ装置を使わせるということですね。

泉 主 査 そうすることになると思います。

山田副会長 A3の表の左側、中ほどの項目で参加表明書の作成、企画提案書の作成とありますが、これは市の作業として様式を作るということですか。

竹瀬主査 そうです。

山田副会長 実際に入札が行われるのは、1月のいつ頃なのでしょうか。

小笠原会長 資料によると2月には決まるということですね。

東 課 長 2月の欄の下から4行目、10から16日、企画提案書の徴収、価格提案、これが実際に手を挙げる事業者様から私どもの方への意思表示と、このくらいの価格で請け負いますという書類が参ります。その書類を取りまとめまして、前段の説明でもありました選定委員会を設置しますので、その委員の皆さまに提案された内容、金額などをお示しいたしまして、大体1週間から2週間程度の間に内容を精査いただき、その後採点をしていただく流れになっております。

この表で申しますと今の予定では下から2行目になりますが、3月の上旬には業者を決定して、中頃までには契約をいたします。と言いますのは、3月末には今の契約が切れますので、事業者が替わることを想定しまして、施設、業務の引継ぎの期間を一定程度取る必要があると考えているためです。

以上です。

山田副会長 ここまで日程が決まっているところでお聴きするのは恐縮なのですが、もし事業者が替わった場合には、2週間ぐらいで引継ぎができるのでしょうか。

泉 主 査 事業者が替わった場合には、1ヶ月から2ヶ月残っていただいて引き継ぐというようなかたちで考えております。

東 課 長 今の契約の中で、必要であれば1ヶ月、2ヶ月引き継ぎのため残ってもらうということを定めております。

小笠原会長 いつ選定業者が決まるのかという質問の一因は、プロポーザルの実施が3月の末までになっているためだと思います。実際は、1月くらいで終わってしまいますよね。

山田副会長 プロポーザルの実施は、下の項目全てを指しているのでしょうか。

泉 主 査 そういう意味で書いたものです。

田守委員
東 課 長

前は、何者ぐらい参加があったのですか。

第三者委託を初めに行ったのは平成20年度からだったのですが、当初9者ほど参りまして、価格が折り合わないということで、3者ほど、最終選考まで残れなかったのですが、最後5、6者まで絞り込みまして、そこから選定をしたということになっております。それともう1箇所、厚田区と浜益区がございまして、最初の契約時期とずれたものですから、第三者委託のプロポーザルをやっておりまして、3者ほど手挙げをしていただいたのですが、最終的には2者の争いになったと記憶しております。ですから今回どの程度来られるのか、平成20年と同じであれば9者、10者ぐらいは来られるのかなということで期待と不安で待っているところです。

田守委員
小笠原会長
東 課 長
藤懸委員

はい、ありがとうございます。

今度の発注は厚田、浜益も含めて水道事業1本ということでよろしいでしょうか。

はい、その予定をしております。

業者の方もこれだけ実績を持って、何年も受託してきている中では、業者も限られてくるでしょうし、基本的にはなかなか難しいのではないのでしょうか。何者ぐらいくるか、公募しないとわからないでしょうが、かなり絞られてくるという気がします。

東 課 長

今、お話ししましたとおり、非常に評価の高い事業者ですので、他社の方にとすると、差を感じるということはあるのかも知れません。それぞれ事業者によってセールスポイントがあろうかと思しますので、そういったところをこちらの方でも把握するのがプロポーザルを実施する理由です。単に価格だけではなく、維持管理の内容の提案をしっかりといただくという方法を取っておりますので、色々な業者さんに手を挙げていただければと考えております。

藤懸委員
東 課 長
小笠原会長
山田副会長
東 課 長
小笠原会長

入札の公平性はわかるのですが、市では随意契約は考えていないのでしょうか。

今のところは考えておりません。

他に質問はございませんか。

次の契約期間は3年でしたか。それとも、5年でしたか。

今の予定は5年です。

28年度から32年度ですね。他にございませんか。なければこの件を終わりにして、次に移りたいと思います。次は水道事業に関するアンケートの実施について、その結果が取りまとめられたというご報告です。よろしくお願いいたします。

竹瀬主査

水道の使用に関するアンケート調査の概要につきまして、本日、配布させていただいております冊子、水道の使用に関するアンケート調査報告書（案）によりご説明させていただきます。

最初に調査の概要についてご説明いたします。2ページをご覧いただきたいと思います。

最初に調査の目的でございますが、平成25年度の水道料金改定から2年が経過しましたことから、使用者の使用状況や満足度などを把握し、今後の水需要の予測やサービスの向上に役立てる目的でアンケート調査を実施しております。

実施期間は、本年7月の1ヶ月間で実施いたしました。

送付件数についてですが、一般世帯向けに無作為抽出で2,285件送付いたしまして、回答件数は1,010件、回収率は44.2パーセントとなっております。

企業向けにつきましては、新港の企業に限定いたしまして、107 件送付いたしまして、回答件数は 58 件、回収率は 54.2 パーセントとなっております。

調査項目につきましては、質問項目ですが一般世帯用が 19 問、企業用が 17 問となっております。

次に報告書の構成でございますが、1 ページの目次をご覧くださいと思います。

最初に一般世帯部門の結果の概要を記載しておりまして、その後、各設問の結果をグラフによりお示ししております。

企業部門につきましても同様に結果の概要、その後、各設問の結果という作りになっております。

その後、クロス集計の結果、自由意見をまとめたものという構成になっております。

このアンケート結果におきまして、当市の水道料金が高いという意見が多いこと、また、そのことが影響しているかもしれませんが、節水意識の高さがアンケート結果からは見えております。

この結果を踏まえまして、この後、アンケートの分析を行いまして、今後の水需要予測の資料として活用していきたいと考えております。

今日お配りしたばかりですので、後ほどアンケートについてご覧いただき、意見等がございましたら、ご連絡いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この後のスケジュールですけれども、理事者への説明を行い、議会に報告した後、市ホームページに公開いたしまして、その他窓口など、できるだけ多くの場所に備え付け、広く市民の方にご覧いただけるよう取り進めていくこととしております。

以上で、水道の使用に関するアンケート調査結果の概要についての説明とさせていただきます。

小笠原会長

ありがとうございます。何かご質問ございませんか。

山田副会長

2 ページの調査の概要について教えていただきたいのですが、まず大規模な調査をなさったので大変驚きました。大変だったと思います。回収率も大変に高いので、告知とか設問の設計が適切だったのだと思います。

こういう場合、郵送で行ったとか、WEB サイトで行ったとか、或いはマークシートですとか、いくつかのテクニカルな情報をお書きになると、今後、他市の行政が同じようなアンケートを行う際に大変参考になると思います。

関係学会の論文に出されるときにも必要な情報になると思いますので、そこを明確にされたほうがよろしいのではないのでしょうか。ちなみにどうされたのですか。

竹瀬主査

郵送で行っております。

小笠原会長

それともう 1 点は、選定の方法です。2 千何百件に発送していますが、どういう手順で選び出したのかということです。ランダムに抽出したのか、或いは上から順番に抽出したのか、どういう選定方法だったのでしょうか。

竹瀬主査

水道を利用されている方になりますので、水道料金システムの方からランダムに抽出しております。

小笠原会長

そういう情報も書き込んだ方がいいと思います。

山田副会長

よく使われる方法は、住民基本台帳からランダムにですとか、電話番号からランダ

ムに、あるいは、またそれに加えて対象地区ごとの割合を反映するように何パーセントずつ抽出ということを明確にすることは有り得ると思います。

東 課 長

私から補足いたします。今お配りしました調査概要のところにそれぞれの対象地区名が書かれていると思いますが、あまり地区ごとの差が出ないように、それぞれの地区の使用者の10パーセント程度になるように人数を設定いたしまして抽出をしています。ただ、抽出の方法につきましては、機械上で自動的に出てくる訳ではないものですから、何件ごとにとというように手作業で、その件数を満たすように作業を行っております。

一方、企業の方ですが、企業につきましては、口径の大きいところもあるのですが、大口径は基本全件、20ミリメートルと小さいところもありますので、13から30ミリメートルについては、一般と同じように10パーセント程度の件数を抽出しております。今いただいたご指摘につきましては、私どもも記載内容に不足がございましたので、公開あるいは議会に報告をする際には、方法などの記載を加えさせていただきたいと考えております。どうもありがとうございます。

小笠原会長

よろしく願いいたします。

藤懸委員

このアンケートを実施して、水道としては総合的にどのようなことを感じられましたか。特徴的なものがあれば教えてもらいたいのですが。

東 課 長

資料の46ページにアンケートを実施した総括といいますか、「おわりに」ということで記載させていただいております。

少子高齢化、人口減少は全国的な問題だということで、前回の料金改定の中から何度も何度も繰り返してきた言葉ですけれども、それが今回のアンケート調査の結果において、市街地においては今後高齢化を迎える50代以上の方、今現在高齢者である2人世帯の数が、非常に多かったということを踏まえると、やはり高齢化、人口減少が進んでいる、若い人がどんどん外に出てしまっているのかなというような印象は受けます。

ただし、市内でも樽川、緑苑台という比較的若い世代のところは、そういった流れとは逆行する部分はあるのですけれども、特に人口の多い花川南、花川北については、やはり高齢化が着実に進んでいるという印象は持っております。

また、1ヶ月の使用水量を聴いている質問もあるのですが、やはりそれほど多くはないという結果も出てきておりますし、節水意識という質問についても、節水を意識しているという割合が一般世帯だけでなく、企業においても多かったものですから、なかなか今後の事業経営は厳しい状態が続くのではないかと考えております。

まもなく、4年に1回の料金見直しの時期が近づいて参りますので、こういった厳しい状況を踏まえて、どのように事業の継続性を図っていくかということをしっかり考えていかなければならないという感想を持ったところでございます。

小笠原会長

ここの「おわりに」のところで、最初の冒頭でおっしゃられていた高齢化が進行している状況が見えてきましたとありますが、こういう表現でいいのでしょうか。裏を返せば、市の一般行政は把握していないと表現になるのではないのでしょうか。

ここは、やっぱりそうだったと言う表現になるのではないのでしょうか。文言は別としても、改めて確認されたという表現の方がいいのではないのでしょうか。

東 課 長 「改めて確認されました」という表現に改めます。

山田副会長 調査が妥当に行われた証拠に、本調査でもその傾向は把握できましたというような表現はいかがでしょうか。

小笠原会長 すごく前向きな表現だと思います。

高齢者世帯については、水の使用量は少ないのですか。例えば同じ世帯数でも違いはあるのですか。2人世帯でも各年齢層で調査をしていると思いますが、そのことがこのアンケート調査で明確になっているのですか。

東 課 長 33ページの下表に、50代以上夫婦における年代別の1ヶ月当たりの平均使用水量を記載しております。平均値をご覧くださいますと、年代を追っていくごとに水量が減っていくのがご覧いただけるとと思います。子どもさんがいる家族の平均使用水量はどれくらいなのかと申しますと、4人世帯で大体15～20立方メートル使っておりますので、やはり若い世代に比べますと、50代以上の2人世帯は圧倒的に水の使用料は少なくなります。

小笠原会長 今回の説明は一部成り立つと思うのですが、ただ、たくさんいる若い世代が多いというのは当然だと思います。下の表は、夫婦2人世帯で表現していますので、例えば若い2人世帯ではどうかということを比較しないと、高齢の2人世帯が増えたことと水量が減ったということは、直接結びつかないですね。中身をもう少し説明しないといけないと思います。

所謂、1人当たりの原単位を出さないといけません。

山田副会長 32ページは1人当たりの原単位が出ています。人数が多くなれば1人当たりの原単位が減るという数値が出ています。

東 課 長 今回の会長のご指摘を踏まえまして、そういった内容を載せることができないか検討いたします。

小笠原会長 もう少し気をつけて載せられないかという感じがします。

それと、34ページはどのように見るのでしょうか。

東 課 長 1人世帯における性別、年代別の1ヶ月当たりの使用水量です。

小笠原会長 1人世帯ですか、わかりました。

この膨大な資料を初めて見られたので、質問もなかなか出ないと思うのですが、何かありませんか。

藤懸委員 36ページの水質なのですが、水源が変わって相当良いと思っているのですが、そうでもなく、ふつうというのが多いですね。

東 課 長 はい、実際には厳しい意見もございました。前に地下水を使っていた時には、地域によってはコップに白いものが着くとか、鏡が白くなるということがありましたが、水源が変わってからは、そういうものが着かなくなったという声を聴くことが多かったのですが、自由意見の中で、食器に白いものが着きますという意見があり、私どもも驚いたというのが正直なところですよ。

小笠原会長 「とても悪い」が約1,000件のうち2パーセント程度ありますが、何か見当はつきますか。回答は、花畔、花川北、花川南、緑苑台、樽川など、すべて企業団の水が来ているところだと思いますが。

東 課 長 すべて企業団の水が来ているところですので、なぜこういう回答になったのか、私

どもでも解りかねます。

小笠原会長
清野課長

特にこういう地区から苦情や質問は受けていないのですか。

花川南、北地区につきましては、築経過年数が古くなっているお宅が多くなってきております。

水道本管そのものをいくら更新しても、各ご家庭の給水管が老朽化していて、以前の地下水を水源としていた時のカルシウム、マグネシウムなどのミネラル分が給水管に張り付いていたものが剥がれてきたり、または給水管の老朽化により錆びてきて赤水が出たりということで、問い合わせは多くなってきております。

そういったものが、遠因で、ふつうですとか、とても悪いというのが花川北、南で出てきておりますので、そういったこともひとつの原因なのかなと考えているところがあります。

小笠原会長

これまで地下水を使っていた時は、アンケート調査を行っていないのでわからないのでしょうか。前に一度報告されていたと思うのですが、苦情とか照会については、これくらいのイメージはあったということでしょうか。

今回、水圧も上がっていると思いましたが、0.1メガパスカルぐらいでしょうか。

泉 主 査

0.05メガパスカルぐらいです。

小笠原会長

流速も上がりますので、その影響も有り得るのでしょうか。

清野課長

あるかもしれません。

小笠原会長

これは想像の域を出ないと思うのですが。

清野課長

感覚としては夏場、若干水温が上がるということ、それから夏場になりますと、どうしてもシャワーを使う頻度が多くなるということで使用水量が増えるものですから、そういったことも影響していると想像します。

小笠原会長

水温のことを言っている可能性もあるんですね。

砂子委員

今、花川北で工事をしているのは水道管ですか。

清野課長

そうです。花川北は老朽管の更新をやっております。

田守委員

個人の方で給水管が悪いということですが、アンケートで「悪い」とか「とても悪い」と答えた人たちに対する市の指導は行っているのでしょうか。市民の理解度が重要だと思います。それを黙っていると、アンケートでまた同じ結果が出てくると思います。

清野課長

これまで市の広報紙等によりご説明はしてきており、また、問い合わせのあった方には丁寧に説明をしてきておりますが、委員の方からご指摘のありましたように積極的に各ご家庭の給水管の老朽化の問題についても周知をしていきたいと思ひます。

田守委員

たぶん市民の方は、水が良い、悪いしかわからないので、各家庭の給水管が悪いというのをほとんど理解していないと思ひます。ですから教えてあげたほうがいいのではと思ひます。

清野課長

給水管の老朽化の問題について、ご指摘の部分も踏まえて周知して参りたいと思ひます。

小笠原会長

市の世帯数は3万弱ありますよね。2パーセントというと3万世帯の2パーセントは相当の数になります。今、田守委員が言ったことを念頭において、何らかの対策を講じる必要があると思ひます。これまでも広報などで考え方を述べられておりますが、

その取り組みをよろしく願いいたします。

山田副会長 質問と選択肢の一覧を付録で付けていただくとよろしいかと思います。なぜそう申し上げたかと申しますと、8ページの間6の回答、使用水量が一番多い用途について、このグラフだけ拝見すると、あたかもその家に伺って、今日はお風呂が一番多かったですねとおっしゃたかもしれないというような余地を残してしまいますので、質問票が載っていれば、その中から選んだいただいたご本人の判断ですとか、あるいは自由回答ですというのがわかります。そこもご検討いただきたいと思います。

小笠原会長 可能ですか。

東 課 長 そのようにいたします。ありがとうございます。

小笠原会長 他にございませんか。私からひとつご質問なのですが、先程、今後のスケジュールの手順についてのご説明がありましたが、「案」が取れるのは、タイミング的にはいつ頃になるのでしょうか。

竹瀬主査 今ご指摘いただいた部分を修正しまして、9月中旬に議会の常任委員会で報告し、9月下旬までには市ホームページ等で公開したいと考えております。

小笠原会長 その頃が目途ですね、わかりました。アンケート調査に関してはよろしいでしょうか。

次は、水源切り替えに伴い不要となった水道施設用地の売却についてとなります。ご説明をお願いいたします。

竹瀬主査 報告事項5番目、水源切り替えに伴い不要となった水道施設用地の売却について、私の方からご説明させていただきます。

売却しました用地でございますが、旧1号井、井戸用地でございます。所在地は花川南5条4丁目1番2、地積は305.20平方メートル、地目は宅地となっております。

敷地内には、井戸施設が3箇所と引き込み用電柱がありましたので、現状引渡しで、入札を執行いたしました。

入札につきましては、一般競争入札で、平成27年7月6日、午前10時から、参加者は2者で執行し、そのうち1者が最高額である350万円で落札し、既に7月14日付けで契約、引渡しが完了しております。

次に位置図を付けておりますが、非常に見づらくて申し訳ないのですが、場所としては、藤女子大学や花川南交番が面しております花川南5条通りに面している土地となっております。

最後に、現況写真を添付しておりますが、既に7月24日、落札者において残置物件の撤去が完了しております。現在は更地の状態となっております。

以上で、水道施設用地の売却についての説明を終わらせていただきます。

小笠原会長 ありがとうございます。ご質問ございませんか。

山田副会長 2ページの残置物件の撤去費相当額はだいたいいくらぐらいなのか、差し支えなければ教えてください。なぜかという、落札金額だけ見るとすごく安いと思うのですが、そうではないと思いますので。

竹瀬主査 撤去費用につきましては170万円ほどとなっております。

小笠原会長 この残置物の中に井戸のパイプ、ケーシング等が入っているのですか。

泉 主 査 入っております。

小笠原会長 簡単に抜けるのですか。

泉 主 査 簡単に抜けないものですから、地上から 2 m から 2.5 m ほど掘ってパイプを切断し、その中に砕石を積めて、鉄蓋を溶接するというかたちになっております。

小笠原会長 この案件とは関係ないのですが、市では多くの井戸を廃止しましたが、井戸のストレーナーの位置は深さごとに何箇所か空いているのでしょうか。深さは 200 m ぐらいありますよね。

泉 主 査 それぞれの井戸によって地下の帯水層の場所が異なりまして、例えば地下 150 m に帯水層 10 m とか、更に 20 m 下がって帯水層 10 m とか、そういうかたちで一番水が出るところにストレーナーを付けております。

小笠原会長 何層かに渡ってストレーナーを付けている場所もありますか。

泉 主 査 そういう場所もあります。

小笠原会長 井戸を廃止する時にストレーナーを塞ぐような手当てをしていますか。というのは、井戸を通して他の帯水層とやり取りが出てきて、その帯水層の水質を悪化させることがままあるのです。

泉 主 査 揚水管を引き上げまして、そこに砕石を補充し、砕石をすべて補充してから、鉄蓋を掛けるということにしております。

小笠原会長 砕石は小砂利みたいいものですね。水が通りますよね。問題ないのでしょうか。

泉 主 査 それくらいしか方法がないものですから。

小笠原会長 全国的に見てもトラブルになっていることがあります。

清野課長 今、泉のご説明の中でストレーナーに何箇所か帯水層の水を吸い取るということがありと申しましたが、基本的に帯水層が何箇所かあるのですが、1 番水の取れるところの 1 箇所だけから揚水しております。

よって今、小笠原会長がおっしゃられたような帯水層ごとに水のやり取りがあるという心配についての懸念は特にないと考えております。

小笠原会長 わかりました。何か質問ございませんか。なければこれにつきまして終わらせていただきます。最後の報告事項で水道料金の見直し作業の今後のスケジュール等ということで、特に資料はないようですが、ご説明をお願いいたします。

竹瀬主査 私の方から口頭でご説明させていただきます。

水道料金の見直し作業の今後のスケジュールについてであります。当水道部局では 4 年に 1 度水道料金の見直し作業を実施することとしているため、現在、29 年度以降の 4 年間の収支見込みを作成中でございます。その状況を検討した結果、29 年 4 月から料金改定を実施する必要がある場合には、前回の料金改定のスケジュールから、概ね、次のようなスケジュールで取り進めることとなりますので、事前にお知らせいたします。

平成 29 年 4 月から料金改定を実施する場合には、市民への周知期間を十分考慮し、水道事業給水条例の一部を改正する条例案を平成 28 年 9 月開催の市議会第 3 回定例会に提出することが必要であると考えております。

そこから、遡っていきますと、市民参加手続きを 7 月までに実施する必要があり、また、本委員会から答申をいただく時期につきましては、平成 28 年の 5 月中がひとつの目安になると考えております。

そういたしますと、本委員会へは、本年12月、または1月には諮問する必要があると考えておりますが、今後、収支見込作成作業と並行いたしまして、料金改定を実施するとした場合の具体的な作業スケジュールを部内で確認いたしまして、料金改定をする場合には確定した段階で、委員の皆さまに改めて本委員会の審議スケジュールについてお知らせすることとしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

小笠原会長

ありがとうございます。今、4年に1度、水道料金の改定の有無について検討するというお話しで、必要であればそのようなスパンで改定をしていくというようなお話しをされました。これは前回の値上げが20数年間一度も値上げをしないで、水道部局の骨身を削るような努力の中で何とか収支をとってきたけれども、遂に堪えきれなくなって、20パーセント弱の値上げに繋がった訳で、それに対する市民の皆さんからの色々な意見が寄せられました。

それに対して、これはタイムリーといっではおかしいかも知れませんが、必要な都度、市民の皆さまにご理解いただいたらどうかという意見がこの委員会でも出まして、長期ビジョンの中でもこれが謳われていることであります。これに則って今のお話しに繋がっている訳です。いずれ必要となれば、この委員会で色々検討しようという市長からのご指示があると思います。

今、口頭でご説明がありましたが、何かご質問ありますか。

藤懸委員

インターネットで見たのですが、水道料金の値上げについてということで30パーセントぐらいも上げているところがある。高いところと安いところがどれぐらいの差があるのかを比較された部分もあります。

特に、他の公共料金に対して水道料金が非常に高い、それに対するコメントが出ております。それも含めて参考に見ていただきたいと思います。

小笠原会長

今日のインターネットにも出ていました。なぜ今急に水道料金かなと思うのですが、滅多に話題にならない水道料金について、インターネットに出ておりました。

藤懸委員

料金格差が地域によっては10倍以上違うというような部分がありました。それは何故かということ、施設の更新の問題とか人口減が結果的には料金の値上げに繋がっていくということで、それについての解説も出ておりました。

小笠原会長

他にご質問などございませんか。

これで議題の6件の報告事項は終わりたいと思いますが、何か全体を通してご質問、ご意見はございませんでしょうか。

それでは今日の議題、報告事項についてはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

竹瀬主査

最後に今回の会議録署名委員につきましては、藤懸委員と石川委員にお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

小笠原会長

よろしいでしょうか。それでは、以上で会議を終了いたします。

【15：25終了】

平成27年10月 7 日議事録確定

石狩市水道事業運営委員会

会長 小笠原 紘一

議事録署名委員

藤懸 健

議事録署名委員

石川 國弘